

## 規制シート(様式)

190199500140001

平成28年12月26日

規制の名称	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の制限等	所管府省	国土交通省
根拠法令等	被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局都市計画課長 宇野善昌
規制目的	大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域及び被災市街地復興推進地域内における市街地の計画的な整備改善等特別の措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	被災市街地復興推進地域内において、当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更、建築物の建築行為をしようとする者は、一部の行為を除き、都道府県知事又は市長の許可を受けなければならない。都道府県知事又は市長は、これに違反した者等に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転・除却を命ずること等ができる。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	被災市街地復興推進地域に関する都市計画は11件決定されている(平成26年3月31日時点)。被災市街地復興推進地域内における土地の形質の変更、建築物の建築行為を許可制とし、これに違反した者等に対し、必要な限度において当該土地の原状回復等を命ずることにより、被災市街地復興推進地域における市街地の計画的な整備改善を図ることが可能となっているため、今後も引き続き当該規制を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		